

深尾裕造教授・丸田隆教授 退任記念論集によせて

法政学会会長・法学部長 内山衛次

2018年3月末日をもって、私たちが敬愛する深尾裕造先生と丸田隆先生が本学を定年によりご退職されました。私たちは、先生のご在任中のご活躍と、法学部に対する多大なご貢献に感謝し、ここに「法と政治」の本号をご退任の記念論集として編纂し、先生に献呈させていただくことにいたしました。

深尾裕造先生は、島根大学法文学部教授を経て、1999年4月に本学の西洋法史担当の教授に就任され、以来19年にわたって、本学の研究と教育に貴重なご貢献をいただきました。

先生のご専門は、イギリス法史であり、中世から近世にかけてのイングランド法の形成とその展開過程のご研究は、重厚かつ貴重なものとして高く評価されています。

先生は、1979年に「チューダー期のイングランド法学の形成とその展開過程—コモン・ロー法学史試論(一)～(四)完」(法学論叢第105巻第1号・第3号・第6号, 第106巻第1号)を公表され、イギリス法制史学において従来から争われているコモン・ローの成立史につき、中世法から近代コモン・ローへの推移ないし転換の過程を法曹学院における法曹教育の近代化という側面から考察されました。この100頁を超えるご論文は、翌年の「中世末イングランドにおける判例法主義の成立過程—日本中世にお

ける判例法的発展の問題と関連して－(一)～(二)完」(法学論叢107巻第5号, 第108巻第4号)とともに, すでに高い評価を得ておりました。

その後, 先生は多くのご業績を積み上げられ, 2017年には, 30年以上にわたる先生のご研究におけるご論考をイングランド法史の展開過程に沿って収録した『イングランド法学の形成と展開－コモン・ロー法学史試論』(関西学院大学出版会, 803頁)を公刊されました。このご著書は, 「イングランド法史のスタンダードな研究を超えて, コモン・ロー法学あるいはコモン・ロー法曹が歴史的に積み上げてきた知の様式とその変容という知識社会学的な歴史研究という点にも」(土井美德「本書書評」イギリス哲学研究第41巻59頁)重要な意義があるとされています。また, 「イギリスの法思想・政治思想・歴史思想を研究する者にとっても参照すべき貴重な書である」(土井・前掲61頁)と評価されています。

先生は, 学外活動においても, 法制史学会, 日本法社会学会に所属され, 2015年4月に本学で開催された第67回法制史学会においては実行委員として貢献されました。

先生の学問に対する真摯な姿勢は, いつまでも, 後に続く私たちの範です。ご退職後も私たちへのご指導をお願い申し上げますとともに, 先生のご健勝とご活躍を祈念申し上げます次第です。

丸田隆先生は, 1973年に本学法学部をご卒業後, 同年大学院法学研究科に進学され, 在学中に米国ミシガン大学ロー・スクールに留学されました。その後, 甲南大学法学部教授を経て, 1996年4月に本学の英米法担当の教授に就任され, 2004年3月まで法学部教授として, 4月からは司法研究科(ロースクール)の教授として22年間にわたり, 本学の研究と教育に貴重なご貢献をいただきました。

先生のご専門は, 市民の裁判参加, とりわけアメリカ陪審制度のご研究
2(2) 法と政治 70巻1号 (2019年5月)

です。この分野におけるご著書も多く、『アメリカ陪審制度研究—ジュリーナリフィケーションを中心に』（法律文化社，1988年），『陪審裁判を考える—法廷にみる日米文化比較』（中公新書，1990年），『アメリカ民事陪審制度—「日本企業常敗仮説」の検証』（弘文堂，1997年），『裁判員制度』（平凡社新書，2004年）などが公刊されています。先生は，以前からわが国への陪審制度の導入を強く主張されており，現在の裁判員制度導入に際して，大きな影響を与えたとされています。

先生は，ご研究だけではなく，本学ロースクールの開設に際して，その準備室の副室長として教員の招へいや文科省との折衝などで多大なご尽力をなされました。また，教育面では，「模擬陪審裁判」の指導を長年続けられ，模擬裁判の回数は30数回に及び，その間，延べ300人のゼミ生が陪審裁判に参加しました。また，ロースクールの授業をご担当される一方で，学部留学生や大学院留学生向けの日本に関する講義科目「日本法制度」の授業もお引き受けになられ，受講生の中には，その後，母国のロースクールに進学して法律家になった者も少なからずおられるとのことでした。

先生は，学外活動においても，日本法社会学会，刑法学会などの国内の学会でのご報告にとどまらず，アメリカの国際学会においても毎年のように日本の法状況に関して英語によりご報告されており，本学の国際化にも貢献しておられます。

先生は，弁護士登録をなされ，所属の兵庫県弁護士会では裁判員制度及び国際交流の委員として，理論と実務の架橋としてご活躍されています。先生にはご退職後も私たちへのご指導をお願い申し上げますとともに，先生のご健勝とご活躍を祈念申し上げます次第です。